

## 2023年2月定例県議会 代表質問

2023年2月22日

日本共産党 大橋沙織県議

日本共産党の大橋沙織です。県議団を代表して質問を行います。

はじめに、6日以降の大地震でトルコ・シリアで4万7千人を超える方が犠牲になりましたことに、心からご冥福とお見舞いを申し上げます。

明後日24日でロシアによるウクライナ侵略が開始されて一年です。世界中でロシアの行為に批判の声が上がり、国連ではこれまでに最大143か国の賛成で5本の非難決議があがりましたが、この戦争を終わらせる糸口が見えず、多くの方が胸を痛めています。ところが岸田政権は昨年12月、国家安全保障戦略など安保関連3文書を閣議決定し、専守防衛を投げ捨て、「反撃能力」の名での敵基地攻撃能力の保有と、そのために今後5年間で43兆円に軍事費を増やす大軍拡に突き進んでいます。いま日本がやるべきは、未曾有の防衛費増額などでは決してなく、二度と戦争をしないと誓った憲法9条を生かした外交で、平和の準備をすることではないでしょうか。

長引くコロナ禍の影響と物価高騰が県民生活を直撃しており、物価高騰対策は急務です。最も効果的な経済対策である消費税減税と、物価高騰に見合う賃金の引上げで暮らしをあたためることが必要です。

まもなく大震災・原発事故から丸12年を迎えますが、避難者はいまだ県発表だけでも27,789人、実際にはその2倍とも推計されており、避難地域の居住率は平均3割と住民の帰還は進んでいません。ところが岸田政権は今年10日、エネルギーの安定供給や気候危機対策を口実に、原発の新增設や60年を超える運転を認めるなど原発事故の反省もなく原発回帰に大きく舵を切る「GX（グリーン・トランスフォーメーション）基本方針」を閣議決定しました。また、政府はこの春以降、原発汚染水の海洋放出を強行しようとしています。県民の納得は得られていません。

大軍拡、原発回帰を進める岸田政権と対峙し、県民の平和といのち、暮らしを守り、原発ゼロの実現を求め、以下質問に入ります。

### 一、岸田政権による防衛政策の大転換について

岸田政権が閣議決定した「安保3文書」では、各地の公共インフラの軍事利用促進を明記しました。平時から空港や港湾を軍事利用し、民間を動員する体制づくりを進めています。福島空港、小名浜港、ロボットテストフィールドなど、こうした県内の施設は平和利用にとどめるべきです。

すでに白河布引山では軍事演習が行われています。有事の際には自衛隊基地や大滝根山のレーダーサイト、事故原発などが標的とされる可能性もあり、「安保3文書」の改

定によって県民全体が直接危険にさらされるのではと不安の声があがっています。

国民にも、国会にも、まともに説明せず、閣議決定だけで日本の進路を大転換させることは許されません。一方が軍備を増強すると、他方もさらにそれに対抗し戦争の危険や緊張状態を高めてしまう、いわゆる安全保障のジレンマは、国会で岸田首相自身が認めている通りです。

消費者団体－主婦連合会、日本消費者連盟は6日、敵基地攻撃能力保有と防衛費の増大について「平和な暮らしを妨げ、命を脅かす一切のものを拒否する」と反対声明を發表し、8日には「平和を求め軍拡を許さない女たちの会」が大軍拡反対・生活者目線の政策を求め7万4,000人分の署名を各政党に提出しています。

知事は、1期目就任直後の2014年12月議会で、わが党の長谷部淳県議の質問に対し、自身の憲法観について「戦後日本の平和と繁栄は、国民のたゆまぬ努力と国際社会からの信任によって築かれており、地方自治とともに現行憲法の精神を原点としている」と述べました。現在もこうした憲法観があるのであれば、岸田政権による専守防衛を投げ捨てる憲法違反の大軍拡にきっぱりと反対すべきです。

① 敵基地攻撃能力の保有を含む、国家安全保障戦略などの安全保障関連3文書の改定は、県民にも重大な影響を与えるものであり、反対すべきと思いますが、知事の考えを伺います。

元・海上自衛隊現場トップの香田洋二氏は、国会での参考人質疑に答え、「高齢化社会を迎える下で国を守るため防衛費を増強すれば、逆に社会の体力を奪ってしまうのではないか」と疑問を呈しています。

先月の読売新聞、朝日新聞世論調査では、5年間の防衛費総額43兆円に増額する大軍拡方針そのものについて「反対」が49%、「賛成」が43～44%と反対が上回り、JNNの世論調査でも、防衛費増額の財源を増税で確保するとの政府方針に「反対」が71%、「賛成」の22%を大きく上回りました。一片の閣議決定で国のあり方を大転換する岸田政権のこうした強引なやり方に幅広い国民からの批判が上がっています。

また、岸田政権が大軍拡の財源として、消費税増税や復興特別所得税、年金や医療の財源の流用などを狙っていることも重大です。国立病院機構（NHO）と地域医療機能推進機構（JCHO）の積立金を「不要見込」として国庫に返納させ、「防衛費」に流用しようとしており、12月県議会にはJCHO二本松病院の労働組合が「積立金国庫返納に反対してほしい」と全会派に要請しています。

さらに、政府は戦後初めて、軍事費のために建設国債を発行しようとしています。戦前の反省に立って、財政法上、軍事費に建設国債を充てることは認められていません。日本の防衛費がGDP比2%になれば、世界の軍事費9位だった日本が、アメリカ、中国に次ぐ第3位の軍事大国になります。

長引くコロナ禍と物価高騰で国民、県民の暮らしは大変です。暮らしを支える予算を

大軍拡の財源に転用するなど言語道断であり、暮らしを支援することこそ必要です。国家予算の動きは、県予算にもあらゆる面で影響が出ることは明らかです。

② 防衛費の大幅な増額は、県の予算編成に影響を与えることから反対すべきと思いますが、県の考えを伺います。

戦争国家へと突き進む岸田政権の下、銀行口座や健康状態、消費動向などを紐づけ、個人の思想信条にまで踏み込むマイナンバーカードの危険性がいよいよ鮮明になっています。デジタル化を口実にあらゆる情報を国が一元管理することが狙いです。

マイナンバーカードについては情報漏洩の危険性が指摘されており、デジタル化の推進と個人情報の保護の強化は一体で進められるべきです。マイナンバーカードの取得は法律で任意とされていますが、保険証や免許証との一体化は事実上の取得強制です。県内では市町村職員が土日も使って戸別訪問、町内会や事業所単位で申請すれば補助金を出すなど、取得率をあげるための取り組みが強められています。

岡山県備前市は、世帯全員がマイナンバーカードを取得した場合、その世帯には小中学校の給食費を無償にするとの方針を示しましたが、市民の間に反発が大きく広がり、反対署名は約4万筆集まったと言います。

住民サービスをマイナンバーカード保有者に限ることや、マイナンバーカードの普及状況で地方自治体への交付税額を差別することは許されません。

③ マイナンバーカードの取得を強制しないよう国及び市町村に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

## 二、新年度当初予算編成について

新年度当初予算では、今後の感染症を見据え「感染症対策課」や、新規就農者支援をワンストップで行う「農業経営・就農支援センター」の新設、私立高校の入学金補助など、県民の要望が一定反映されたと言えるものが盛り込まれています。一方、暮らしや生業への支援は不十分であり、さらなる拡充が求められます。

新年度当初予算について、長引くコロナ禍、原油価格の高騰、相次ぐ自然災害等から、県民の命や暮らし、生業を守るための予算が求められていると思いますが、知事の考えを伺います。

## 三、原発政策及び汚染水・ALPS処理水の海洋放出について

来月で、大震災・原発事故から丸12年を迎えます。原発事故さえなければ避難する必要のなかった避難者1人ひとりに最後まで寄り添い、国は事故の責任を果たすべきです。

ところが岸田政権は「GX」方針で、原則40年、最長60年としてきた原発の運転期間をさらに延長することや、次世代炉による原発の新増設など、原発政策を大転換しま

した。原発事故などなかったかのように、被災者・県民の苦しみにも寄り添わず、新たな「安全神話」の復活と言うほかありません。原発に依存し続けていることは、再生可能エネルギー普及の障害になっています。

13日の原子力規制委員会で運転期間の延長について、石渡明委員が「科学的・技術的な新しい知見に基づくものではない」との反対意見を述べ、スケジュールありきのやり方には他の委員からも疑義の声があがっています。日本原子力産業協会元参事で富岡町から避難している北村俊郎さんは「事故の教訓を忘れていてのではないか。事故が起きたらどうなるのか想像が足りない」と指摘します。

福島県は復興ビジョンで「原子力に依存しない社会」を目指すことを掲げていますが、国の原発回帰政策は県が目指す社会と真逆の方向ではないでしょうか。

① 原発の再稼働と新增設、60年を超える運転期間の延長や新型原子炉の開発などの原発回帰政策を撤回するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

政府は先月、福島第一原発の汚染水・処理水について、今年春から夏ごろにかけて海洋放出を開始する方針を決定しました。「関係者の理解なしには如何なる処分も行わない」とした漁業者との約束を反故にし、県民の理解が得られていない中でこうした決定は断じて許されません。これまで県内の市町村議会の7割が反対・慎重対応を求める意見書や決議をあげ、県漁連・全漁連はもとより、県内外、海外からも反対の声が上がっています。

政府は海洋放出による「風評被害」対策として300億円の予算をつけていますが、CMなどを使った広報前と比較しても「賛成」はわずか2.3ポイントしか増えていません。県民・国民は政府の結論ありきのやり方に納得していません。

建屋内への地下水流入を抑制する抜本的な汚染水対策をとらなければ、30年以上海洋放出してもタンクはなくなりません。必要な手立てをとり、多くの人々が納得できる解決方法を確立することこそが政治の責任です。

いわき市漁協のある支所長は、処理水の海洋放出について「これまでの我々の努力は一体何だったのか。海洋放出したら福島の漁業はなくなる」と話し、この怒りを示すため「大漁旗をもって、東電前で抗議の意思を示したい」と言います。いわき市長は年頭会見で「現状では反対」と述べました。知事は、県民の代表として明確に反対の態度を示すべきです。

② 汚染水・ALPS処理水の海洋放出を撤回するよう国に求めるべきと思いますが、知事の考えを伺います。

汚染水対策となる広域遮水壁の提案について、県の廃炉安全監視協議会の専門委員である福島大学・柴崎教授は、昨年末、経産省の汚染水処理対策委員会で東電が汚染水抑制対策としての広域遮水壁は効果がないと報告したことについて「東電は、地下の構造

データの公表などまともな検討を行っていない」と反論しました。地質の専門学者らが東電の検証結果を検証しようにも、分析に必要な科学的データが示されておらず、柴崎教授は「これは科学に値せず信頼性に欠けるものだ」と指摘しています。

国・東京電力は広域遮水壁や集水井を真剣に検討し、まずは増え続ける汚染水を抑え込む対策に全力をあげるべきです。

③ 専門家が提案する広域遮水壁による汚染水発生量の抑制効果について再検証するよう、国及び東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

経済産業省が行う高校での出前授業についてです。

経産省は、2020年度から県内の高校向けに処理水に関する出前授業を行っており、昨年12月からは、本県も含めた全国の高校を対象に「風評対策」として出前授業を新たに開始しました。新たな出前講座の講師は人材派遣会社パソナから派遣され、オリンピックで問題になった電通や博報堂も広報に関わっているなど問題が山積であり、また県教委を通さず高校に直接協力要請を送っていることも大問題です。これは昨年1月、国が汚染水・処理水の安全性を一方的に主張するチラシを、直接小中学校に送りつけたことと同じやり方であり、当時県教育長は国へ口頭で抗議の申入れを行っています。教育現場への政治介入とも言うべき事態に、県教委としてどう臨むのかが問われる問題です。

海洋放出についての賛否が分かれています。一方からの考えを押し付けるようなことはやるべきではありません。放射線教育は、科学と社会、両方の視点が必要で、安全面だけを強調するこうしたやり方は、教育的ではありません。

④ 経済産業省による廃炉とALPS処理水に関する出前授業の活用を中止すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

#### **四、中間指針第5次追補等に基づく追加賠償について**

原子力損害賠償紛争審査会は昨年12月、中間指針第5次追補を発表しました。

ふるさと変容慰謝料を帰還困難区域以外にも認めたことなど、避難指示区域住民への賠償では一定の前進面がありましたが、国の避難指示区域外についての賠償は極めて限定的と言わざるを得ません。自主的避難等対象区域の賠償は、そもそも被害は原発事故発生後の2011年末までしか認めていません。しかし被害の実態は短期間で収束するようなものではありません。

① 中間指針第5次追補は不十分との立場に立ち、国に対して見直しを求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

今回の第5次追補でも、引き続き会津、県南は対象から外され、県南地域については東電が追加賠償をする方針です。全く追加賠償がされない会津地方では、会津17市町

村でつくる「会津総合開発協議会」が先月 31 日、文科省に対し、会津も含めて被害実態に見合った指針とするよう要望しています。

去る 12 月議会でわが党の質問に対し、知事は、県内全域の賠償を明言しませんでした。賠償による県民分断は避けるべきです。

② 東京電力の追加賠償基準について、県全域を対象とするよう求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

2012 年、当時も賠償の対象から外された会津地方に対し、県は東電からの寄付金も活用し、県独自に給付金を支給しました。今回も同様の対応をすべきです。

③ 東京電力の追加賠償の対象外となった会津地域などに対し、県独自に給付金を支給すべきと思いますが、県の考えを伺います。

原発事故から 12 年が経過しようとしており、この間に亡くなった方、転居や世帯分離となった方など、県民・被害者の生活は様変わりしています。そうした際、賠償の対象者全員の状況はどのようにつかまれ、追加賠償されるのかと県民から不安の声が寄せられています。市町村との連携なしには的確な把握は困難と思われま

④ 東京電力は、被害者の世帯構成の変化などを的確に把握した上で追加賠償を支給すべきと思いますが、県の考えを伺います。

追加賠償の請求方法が複雑であり、簡素化の要望も寄せられています。

⑤ 追加賠償の請求手続の簡素化を東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

## 五、エネルギー政策について

地球温暖化対策が進まなかった場合の未来を描いた動画「2100 年未来の天気予報」を環境省がウェブサイトで公開しています。これによると、最高気温は高知県四万十市で 44.9 度に達し、東京、名古屋で 44 度、札幌でも 41 度と各地で軒並み 40 度を超えます。気候危機打開を訴え行動する若者団体「F F F (Fridays For Future Japan、未来のための金曜日)」は、政府や企業に対し「私たちは気候危機を止められる最後の世代」、「私たちの未来を奪わないで」と声をあげ行動し続けています。

ロシアのウクライナ侵略によって、エネルギーを取り巻く国際的な状況は一変しました。気候危機打開のために、海外の化石燃料に依存する状況から、国産の再生可能エネルギーへの転換が必要です。現在、日本のエネルギー自給率はわずか 10%ですが、政府の試算でも日本の再エネの潜在量は、現在の電力使用量の 7 倍もあることが明らかになっています。今こそ、再エネ促進への本気の取り組みが求められています。

県は、「2050 年カーボンニュートラル宣言」を行いました。CO<sub>2</sub> 排出最大の石炭

火力発電の廃止には本気で向き合う姿勢が見られません。石炭火発 14 基の稼働で、県内で排出する間接排出量の 3 倍にも匹敵する大量の CO<sub>2</sub> には目を向けずにどうやってカーボンニュートラルを実現するのでしょうか。当然、国に対しても石炭火力発電の廃止を求めるべきですが、本県でこそ原発にも石炭火力発電にも依存しない温暖化対策に本気で取り組むべきです。

① 県内の石炭火力発電所を 2030 年までに廃止するよう国と事業者に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

世界は安全保障の観点からもロシアへの化石燃料依存から再生可能エネルギーの転換を加速させており、県が総合計画および再エネビジョンで水素・アンモニアを位置付けていることは問題です。

アンモニアは燃焼時には CO<sub>2</sub> を排出しませんが、製造時には大量に排出、輸送時にも一定排出するため、CO<sub>2</sub> 排出量は現在の石炭火発とほとんど変わらないと、専門家は指摘します。アンモニアの混焼は、石炭火発の延命につながり、気候危機対策に逆行するこれらの新エネルギーはやめるべきです。

② 県内の発電所において水素・アンモニアを利用すべきでないと思いますが、県の考えを伺います。

太陽光パネルの設置促進についてです。住宅などでも自家消費型の発電は、毎月の電気代を削減できるほか、停電時の電気利用が可能となり、防災力の強化につながります。

東京都は、大手ハウスメーカーに対し、新築住宅等への太陽光発電設備の設置、断熱・省エネ性能の確保等を義務付ける制度を創設しました。本県もまずは県有施設での設置を進めるべきです。

③ 県有施設への太陽光発電設備の設置を促進すべきと思いますが、県の考えを伺います。

県立学校の体育館へのエアコン設置についてです。異常気象が続くもとで、学校の普通教室へのエアコン導入が進んできたことは前進です。一方で、特別教室のエアコン設置率は 42.4% で、リース代や燃料代が一部保護者負担となっています。

同時に、体育館へのエアコン設置も進めるべきと考えます。県立学校の体育館は、大きな災害時に避難所となりますが、東日本大震災の時には、多くの避難者が避難し、固く冷たい床の上での生活を強いられ、体調を崩し、命を落とした避難者もいました。

体育館は、夏は暑く冬は寒い環境で、子どもたちが体育の授業や部活動をする 것을考えても、空調を活用することは決してぜいたくなことではありません。青森県は、コロナ交付金を活用し、高校の体育館へのエアコン設置率は 52%、東京都町田市ではすべての小中学校 62 校に、エアコンと輻射パネルを併用し、省エネで効率のいい空調設

備を導入しました。維持管理費の低減のためにも、断熱材の導入や太陽光発電設備、蓄電池等の活用も積極的に進めていくべきと考えます。そこで、

- ④ 県立高等学校の体育館にエアコンを設置すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

## 六、物価高騰対策について

「賃金が上がらない国・日本」では、経済の長期低迷の上に、40年ぶりの大幅な物価高騰が暮らしを一段と悪化させています。「帝国データバンク」仙台支店の負債総額1,000万円以上の東北での倒産統計は、2022年の累計は348件で、前年比50%と大幅に増加、今後も倒産件数は増加傾向をたどるとみています。県内でも、昨年の倒産件数は67件と前年比17件の増加です。

長期にわたる異常な物価高騰で、県民から「手元にある現金は1円だけ。もう3日間も食べていない」との相談が寄せられました。労働者からも「電気代は上がるのに給料は上がらない。生活が苦しい」との声があり、物価高騰に見合った賃金の引き上げは切実に求められています。

日本共産党は昨年11月、「物価高騰から暮らしと経済を立て直す緊急提案」を発表し、3つの柱—①政治の責任で実効ある賃上げ政策を、②消費税5%への緊急減税、インボイスの中止、③物価高騰だからこそ、社会保障と教育の負担軽減を、と提案しています。

今年の春闘ではユニクロが国内の従業員の給与を最大40%引き上げるなど、大手各社が賃上げを発表しましたが、中小企業の7割は賃上げしたくてもできないとの声です。

福島地方最低賃金審議会は県に対し、コロナ禍や物価高騰対策として中小企業への支援を求めています。福島県は最低賃金の引き上げ区分が最低のDランクとなっていますが、本県は人口流出ワースト3位で、賃金の低さはその一要因となっています。

- ① 中小企業の賃上げを直接支援し、最低賃金を時給1,500円に引き上げるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

山形県は、最賃のランク制廃止と全国一律制を国に求めるとともに、独自に「賃金向上推進事業支援金」を支給し、中小企業等で非正規雇用労働者の処遇改善を行った事業者、従業員1人あたり3万円から10万円を支給しています。

- ② 中小企業が賃金の引上げができるよう県が支援すべきと思いますが、考えを伺います。

41年ぶりの物価高騰がコロナ禍の暮らしを直撃しています。県内でも「なにもかも物価が上がって大変、消費税減税をしてほしい」などの声が寄せられています。いま世界では、100の国と地域で、日本の消費税に当たる付加価値税の減税実施または予定がされています。消費税の減税こそ暮らしを支える一番の施策です。



- ③ 消費税率を5%へと減税するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

中小零細業者をさらに苦しめるのが、10月から本格導入されようとしているインボイス制度です。制度導入となれば、売上500万円の事業者は消費税分で年間15万円も新たな負担が増える一方、国の税収は2,400億円しか増えません。ですが、農家は9割が免税業者であり、こうした事業者が淘汰されることになりかねません。そればかりか、芸術・文化・芸能分野にも大打撃となります。

13日には、フリーランスや小規模事業者の方々が、インボイス制度の中止を求め、18万162人分の署名を国に提出しています。インボイス制度導入は、日本の芸術・文化分野を壊すことに繋がります。本県議会でも、一昨年9月にシルバー人材センター会員をインボイス制度の適用外とするよう求める意見書を全会一致で可決、自民党国会議員からも導入反対や延期の意見が出ています。

このまま導入が強行されれば、廃業を選択せざるを得ない事業者が大幅に増加し、コロナ禍等からの経済再生を阻害することにもなりかねません。

- ④ 適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度の導入中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

今、確定申告の時期を迎えています。政府税制調査会は昨年、「税制改正の大綱」において、税理士または税理士法人ではない者が税務相談を行った場合の命令制度の創設を盛り込み、今国会に法案が出されました。この法案は、「自分の税金は自分で決める」という自主申告と納税者の権利を侵害するおそれがあることから、

- ⑤ 税理士法の見直しを撤回するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

県のプレミアム付き電子商品券についてです。

県内の青果店店主は、「12月と1月はお客さんがガクッと減ってすごく暇だった。みんなプレミアム商品券の使えるお店に行ってしまったようだ」と話します。県のプレミアム付き電子商品券の参加事業者はたったの2割で、多くの事業者が参加できるように、紙媒体の商品券も導入が必要だったと考えます。

今後も続く物価高騰対策として、事業者支援と消費を促す施策は引き続き必要です。

- ⑥ プレミアム付き電子商品券発行事業について、県はどのような評価をしているのか伺います。

## 七、新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症第8波は、医療のひっ迫、高齢者施設でのクラスターの多

発、過去最悪の死亡者数など、深刻な事態が継続しています。

政府が、GW明けの5月8日から新型コロナの位置づけを季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行すると決めたことに対し、県民や医療現場から批判の声が多く上がっています。

医療体制の強化なしにこの方針を実行すれば、医療現場の大混乱は避けられません。新型コロナウイルスの感染力は依然として強く、季節性インフルエンザと同じ扱いにできるまで改善されていません。

また、医療費を自己負担にすることは、ただでさえ高くなっている医療へのハードルをさらに引き上げ、犠牲を拡大することに繋がります。県内でも1月の死亡者は148人と過去最多となる深刻な事態のもと、医療への公的責任を放棄する方針を推進することは断じて認められません。全国知事会の社会保障常任委員長である知事の認識と対応が求められています。

① 新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ変更となった後も、検査・治療・予防接種の公費負担を継続するよう国に求めるべきと思いますが、知事の考えを伺います。

県は新年度から「感染症対策課」を設置する方向を示し、県衛生研究所にゲノム解析機器を追加するとしました。一方、依然として保健所職員は徹夜が当たり前の勤務実態があり、5類になればますます大変になるのではないかとの懸念の声が寄せられています。コロナ対応でこれまで県は、各保健所に保健師を1人ずつ増員し、衛生研究所職員のゲノム解析の研修などに取り組んでいますが、人員体制の強化こそ必要です。

② 保健所及び衛生研究所の人員体制を強化すべきと思いますが、県の考えを伺います。

医療機関における受け入れ病床、医師や看護師等の医療人材の確保など医療提供体制拡充の重要性が再認識されています。国の次期地域医療構想策定の段階で見直すとしてきましたが、国は急性期病床を半減させる方針は変えていません。

③ コロナ禍の教訓を踏まえ、急性期病床を半減するとしている地域医療構想を見直すべきと思いますが、県の考えを伺います。

## 八、持続可能な農業のための支援について

岸田政権は軍事対軍事の緊張感を煽って軍拡を進めようとしていますが、安全保障というなら、輸入に依存せず、自国の分の食料は自国で賄うという食料安全保障こそ重要です。このことを浮き彫りにしたのが、ロシアによるウクライナ侵略です。世界の食料事情は激変し、いま農家は飼料代や肥料代の高騰など3重苦とも言われる状況で、畜産農家を始め「これ以上農業を続けられない」という悲鳴があがる状況です。

世界人口が増え続けるもとの、いま世界における食料安全保障の主要な課題は飢餓問題とも言われており、いざというときにお金さえ出せば必ず物が買えるという状況では

なくなっていることは国も認めざるを得ない状況です。

そこで、

- ① 農家を守り食料自給率を向上させるため、農産物の価格保障と農家への所得補償を実施するよう国に求めるとともに、県も実施すべきと思いますが、県の考えを伺います。

飼料の高騰で、畜産農家は廃業の危機に瀕しています。国も県も進めてきた大規模農家ほど、物価高騰の影響は深刻です。

県は、昨年来の物価高騰を受け、今年度は今議会も含め毎議会補正予算を計上し、飼料代の補助を行い、新年度も同様に補助をする方針です。配合飼料は1トン6万円が10万円に値上がり、しかし補助は国・県合わせてもわずか2万円です。

- ② 飼料価格の高騰に対する補助額を拡充し、支援を継続すべきと思いますが、県の考えを伺います。

肥料価格の高騰も深刻です。コメ農家からは「液体肥料も使っているが、それはさらに500～700円ほど高い」、4反歩のきゅうり生産者は「肥料代は、3年前と比べると2～3割くらい高くなっている。収入保険でいくらかは保障されるが、それでも赤字になってしまう」など、農家のみなさんは精いっぱい努力されていますが、それだけでは限界です。

- ③ 肥料価格の高騰に対する補助額を拡充し、支援を継続すべきと思いますが、県の考えを伺います。

県は、新規就農者の確保・定着、経営支援などをワンストップで行う「農業経営・就農支援センター」を新年度から自治会館に設置する方針を示しました。この間、新規就農者とその支援をするベテラン農家のみなさんやJAから県に要望が出されてきました。私も要望を受け、9月議会でワンストップの相談窓口設置を求めたところであり、歓迎するものです。設置について農業関係者から期待の声が続々寄せられているほか、「若い就農者はネットをよく見ている。SNSも活用して情報発信を積極的にやってほしい」と、すでに体制拡充に向けた要望も聞こえてきています。

センター設置によって課題となっている新規就農者の定着が前進することを望むものです。

- ④ 農業経営・就農支援センターを活用し、新規就農者の確保・定着にどのように取り組んでいくのか、県の考えを伺います。

## 九、災害対策について

先月、総務常任委員会の県外調査で熊本県の災害対応について学びました。熊本県で

は、2016年の熊本地震の教訓を取りまとめ、2020年の豪雨災害ではその教訓を活かして災害対応にあたったと報告を受けました。印象的だったのは、災害対応にあたる職員体制の強化や罹災証明書発行の迅速化についてです。職員体制の強化については、5年ルールとして災害発生前の5年間、災害対策課にいた職員が災害発生時には応援職員として対応にあたるようにしました。熊本地震は4月に発生、職員の異動後間もない時期だったことからこうしたルールを設けたとのこと。

罹災証明書の発行は、熊本地震の時には市町村の判定基準にばらつきなどがあり、発行まで時間がかかったことから、その後、国から講師を呼び研修を行った結果、2020年の豪雨の際には、迅速な発行が可能となり、再調査もわずか2.5%と、多くの被災者が一度の災害判定で納得できたということです。本県でも、より迅速な被災者支援へとつなげるための取り組みの強化が必要です。

- ① 住家被害認定調査の迅速化に向けた取組について、市町村と一体となって進めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

鳥取県は2018年、条例に全国で初めて災害ケースマネジメントの取り組みを位置付けました。災害ケースマネジメントは、被災者を誰一人取り残さず、迅速な生活再建などの支援につなげるために重要な役割を果たします。数々の災害を経験している福島県だからこそ、この経験を踏まえ災害基本条例を制定すべきと考えます。

- ② 災害基本条例を制定し、市町村と連携した災害ケースマネジメントに取り組むべきと思いますが、県の考えを伺います。

家屋が被災した場合に活用できる被災者生活再建支援金は、1995年の阪神淡路大震災を契機に1998年に制定されました。全壊世帯には300万円の支援金がですが、新築するためにはとても300万円では足りません。今般の資材代高騰などで、生活再建のための支援金を増額することはますます必要です。

- ③ 被災者生活再建支援金の支給上限額を500万円に引き上げるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

## 十、ジェンダー平等の県政実現について

岸田首相は国会で同性婚に対し、「社会が変わってしまう」と否定的な考えを示し、首相秘書官が不適切な発言で更迭されました。同性カップルへの理解が進みつつある現実社会との乖離がより鮮明になり、首相自身の人権意識の低さが問われる事態となっています。

日本のジェンダーギャップ指数は146か国中116位です。本県は、2002年に男女共同参画推進条例を策定していますが、知事部局の女性管理職員の少なさなど、今やジェンダー平等の観点では全国から遅れた県となっています。ジェンダー平等の県政実現に

向け、知事の姿勢が問われています。

全国では、同性カップル等の婚姻関係を公的に認めるパートナーシップ制度の導入が進んでおり、日本人口に対するカバー率は約 65%です。都道府県単位で導入しているのは青森・秋田などを含む 10 都道府県、さらに 3 月から富山県が制度を開始、岩手県では制度導入に向け検討をする方向など、広がりを見せています。

県内では、富岡町が制度導入の方向を示し、実現すれば県内初となります。制度導入について町長は、「互いの人権を尊重し多様な生き方を認め合うのが基本。一人ひとりが幸せを実感できる街を実現」と話しています。県内の有識者は「原発事故による差別や分断を経験した福島だからこそ、制度導入に着手してほしい」と発言しています。県内の当事者などから「富岡町で始まることはとても嬉しいが、県としても制度を導入してほしい」との要望が寄せられています。理解促進と県条例の制定が求められています。

パートナーシップ制度が実施されれば当事者は、病院での病状説明や面会、公営住宅の入居などが可能になり、緊急時の連絡も早く受け取ることができるようになります。

県はこれまで「他県の状況を調査し理解促進を図る」と答弁してきましたが、導入を決断すべき時です。

① パートナーシップ制度を導入すべきと思いますが、県の考えを伺います。

性暴力などの被害者支援に取り組む S A C R A ふくしまの広報強化についてです。

この間、リーフレットの増刷や相談対応時間の拡充など、取り組みは強化されていますが、若い世代からは「こういう相談窓口があることを知らなかった」との声も寄せられており、S A C R A ふくしまの存在をさらに知らせていく必要があります。

女性は普段から、夜道の一人歩きは気を付けるように、一人暮らしをするときは男性物の衣類をわざと置いておくように、など、日常的に性暴力や痴漢から自己責任で身を守ることが当たり前となってしまっています。他方、東京都では、この春から「痴漢撲滅プロジェクト」として被害の実態調査や庁内へのプロジェクトチームの設置など 5,000 万円が予算化されたと言います。男性・女性問わず、社会全体が性暴力の根絶という課題に向き合うときが来ているのではないのでしょうか。

現在県内では、公共施設やスーパーなどの女子トイレ内には相談窓口の電話番号を知らせるステッカーが貼ってありますが、北海道では男子トイレ内にもそうしたステッカーが貼られています。また、愛知県では、県内全ての高校生を対象に、性犯罪・性暴力の被害に遭った際の相談窓口を記載したカードを配布しています。いざという時にすぐ相談につなげられるよう、県内でもこうした取り組みが必要ではないのでしょうか。

② 性暴力等の相談窓口である S A C R A ふくしまについて、男子トイレにステッカーを貼り、学校にカードを配布するなどの広報を行うべきと思いますが、県の考えを伺います。

生理用品の配備についてです。県は、男女共生センターや青少年会館などの県有施設に配備していますが、学校での配備には後ろ向きです。大阪市では本県と同じように保健室で対面での配布を行っていますが「男子生徒の目が気になる」など利用しづらい場合があったと言います。そのため一か月間、トイレ内に生理用品を配備したところとても好評で、市として小中学校のトイレに無償の生理用品を配備することになりました。そこで、本県でも、

- ③ 公立学校のトイレに生理用品を配備すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

厚生労働省は経口避妊薬の導入について検討を始め、パブリックコメントで意見を募集しています。中絶は、望まない妊娠・出産を防ぐための最終手段で、絶対に確保しなければならないものです。同時に、学校での性教育など女性の健康と権利を守る社会づくりは引き続きの課題です。

国連では、「安全な中絶を受ける権利」は基本的人権と位置付けられ、中絶薬はその保障のために非常に重視されていますが、日本では妊娠初期に使用できる経口中絶薬がまだ認められていないことが問題です。

- ④ 妊娠初期に使用できる経口中絶薬について、必要な人が利用できる体制を早期に整備するよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

男女の賃金格差の公表についてです。昨年7月から賃金格差の公表義務化が始まりましたが、公表方法には課題が残されています。国は、パートタイム労働者がフルタイムで働いたと仮定した換算も可能としており、結果的にパートタイム労働者の実態が不明瞭なままです。より労働者の実態が的確に反映された公表方法へと変えるべきです。

- ⑤ 男女の賃金差の公表について、パートタイム労働者の賃金の実態を反映した算出方法に見直すよう国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

## 十一、子育て・教育について

全国で、保育園の通園バスの中で園児が置き去りにされ、命を落とす痛ましい事故が繰り返し発生しており、国は通園バスへの補助を行います。しかし、専門家など多くの人が指摘する保育士の配置基準は、1948年以降、70年以上にわたり一度も変わっておらず、根本的な解決が求められています。

- ① 保育士の配置基準の見直しを国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

今年度の県政世論調査でも、国県市町村に望む施策について、保育料や教育費用の軽減など経済的な支援が一番求められています。東京都が実施する手厚い子育て支援策に

対して、県内で「あまり政治に関心がない」という方からも「福島県でも東京のような子育て支援策を」と強い要望が寄せられています。

なかでも学校給食費は1人年間5～6万円と、保護者が学校に納めるお金の中で最も高額のため、無料化することにより保護者負担は大きく軽減されます。無料化や補助を実施する自治体は新年度実施も含めて県内45市町村で76%、4分の3を超えました。補助の実施を検討している市町村もあり、今後も広がることが予想されます。

また、2/8付け読売新聞によれば、知事が出席された今月7日、県内の市長会議で学校給食費無償化への協力などを求める要望があったとされています。県はこの間の市町村の努力、こうした要望に応えるべきではないでしょうか。

② 市町村立小中学校の給食費の無償化を県として実施すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

大学等の学費半減についてです。

岸田政権は、「異次元の少子化対策」として子育て支援策を打ち出していますが、学費軽減については一切触れていません。教育費の負担軽減こそ必要です。

県内各地で民青同盟が取り組んでいる学生向けの食料支援はのべ3,000人が利用し、その過半数が「学費に苦しんでいる」と話しています。「学費の関係で進学先を変えた」、「金欠時は1日1食が当たり前」、「バイトと課題に追われ研究やサークルに参加する時間がない」など、多くの学生が高すぎる学費を工面するために、奨学金とアルバイトに頼ることが当たり前となり、学生と家族の負担は極めて深刻です。また、「大学院に行きたいと思っても、経済的な理由で進学を諦めざるを得ない」などの声もあり、学費の工面のために学生たちが学びを諦めざるを得ない現状があります。

東京都は2024年度から都立大学の授業料無償化の対象を拡充する方針です。現在、世帯収入478万円未満を目安に無償化されていますが、これを高校と同様に910万円未満に引き上げる方向とのことです。本県においても学費半額が必要です。

③ 県立医科大学及び会津大学の学費を半額にすべきと思いますが、県の考えを伺います。

④ 大学生等を対象とした給付型奨学金制度を創設すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

国の公共施設等総合管理計画に基づき、自治体は公共施設の多くを占める学校の統廃合を強行しています。同時に公共施設は老朽化が課題となっており、維持・管理・更新に必要な財源は国が保障すべきです。

県内では2019年2月に高校統廃合計画が唐突に発表され、学校関係者や地元住民らが存続を求め署名に取り組み、県教委が開いた説明会でも最後まで反対の声が出されて

いても、強引に統廃合が押し進められてきました。

一方、岡山県では、地域活性化へのダメージが大きいことなど、地元から存続を求める声があがったことを受け、市町村に1つは高校を残すという方針に転換しました。北海道では、望ましい学校規模としていた「1学年4～8学級」の記載を削除するなど、他県では住民に寄り添って教育委員会が方針を改めた事例もあります。

田島高校と南会津高校の統廃合について、地域住民の納得は得られていません。

- ⑤ 田島高等学校と南会津高等学校の統廃合は凍結すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

政府がいう軍事費GDP比2%になれば、公教育費の2倍ともなります。教育予算を増やして、教員多忙化やなり手不足の解消、少人数学級の実現、保護者負担の軽減にこそ取り組むべきです。教育予算の増額は国・県ともに求められています。

- ⑥ 公立学校に係る教育予算の増額を国に求めるとともに、県も予算を拡充すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

## 十二、鉄道の存続及び公共交通政策について

国は、新型コロナ危機に便乗し、全国の地方鉄道の廃止や地元負担増をすすめる法案を通常国会に提出しています。鉄道は地方再生への大切な基盤であり、脱炭素社会をめざすためにも失ってはならない共有財産として、民間任せを見直し、国が責任を果たす改革こそ必要です。8月豪雨では、喜多方市でJR磐越西線の濁川鉄橋が崩落し、不通となりました。市長は「市民生活にとって重要な路線。なくさないでほしい」と話していました。JRは公共交通機関としての社会的役割を自覚し、住民の足の確保に責任を果たすべきです。

日本共産党は昨年12月、全国の鉄道網を維持・活性化し、未来に引き継ぐために以下の3点を提案しています。①JRを完全民営から国有民営へ転換し、すでに欧州では当たり前の国がインフラを保有・管理し、JRが運行する上下分離方式にすること、②公共交通基金を設立し、地方路線・バスなどの地方交通を支援すること、③国が災害復旧基金を創設し、被災した鉄道施設の復旧に速やかに着手できるようにすることなどを提案しています。少なくとも、

- ① 赤字路線として公表されたJR東日本の県内4路線の存続を国に求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

高齢者の健康増進や高齢ドライバーの交通事故など様々な課題がある中で、公共交通の運賃無料化の要望が高まっています。県民からは「利用しやすい制度があれば、免許を返した後も安心して買い物にも病院にも行くことができる」との声です。

- ② 高齢者に対する公共交通機関の運賃無料化を実施すべきと思いますが、県の考えを



伺います。

県は、自治体が行う公共交通支援策への補助を行っていますが、わずかです。伊達市で運行されている乗り合いタクシー「のってみっカー」について、市民から利便性向上の要望が出されています。もちろん市も見直しを重ねてきていますが、市の財源や現在の県の支援額だけでは限界があるということではないでしょうか。

③ 市町村が運行する乗合バス等に対する補助制度の補助率を引き上げるべきと思いますが、県の考えを伺います。

以上で質問を終わります。

## 【答弁】

内堀雅雄知事

大橋議員の御質問にお答えいたします。

安全保障関連3文書につきましては、我が国の防衛、安全保障政策に大きな関わりがあることから、その具体的な内容等については、国会の場で、十分な議論がなされるべきと考えております。

次に、当初予算についてであります。

新型コロナウイルスや物価高騰による影響が続く中、新年度当初予算は、これら喫緊の課題への対応を始め、避難地域の復興や人口減少対策、地域産業の活性化への取組、防災力の強化など、県民生活の安全・安心の確保に向けた取組に重点的に予算を配分したところであります。まず、感染症対策については、診療・検査体制の確保はもとより、物価高騰にも直面している中小企業等に対する資金繰り支援や相談体制の強化など、感染拡大防止と地域経済の維持・再生との両立をしっかりと図ってまいります。

また、避難地域における医療提供体制の再構築を進めるとともに、新生児スクリーニング検査の拡充など、結婚・出産・子育て支援を充実させてまいります。

さらに、就農と経営の一体的な支援や、企業の魅力への理解促進による人材の確保など、農林水産業や商工業の振興に力を注ぐほか、防災アプリを活用したマイ避難の定着など、災害に強い県づくりを進めてまいります。

これらの施策を市町村と連携を図りながら、着実に推進し、県民の安全・安心の確保に取り組んでまいります。

次に、ALPS処理水の取扱いにつきましては、これまでも、国に対し、国が前面に立ち、関係者の声にしっかりと耳を傾け、その思いを真摯に受け止めながら、信頼関係を構築することや、正確な情報を分かりやすく国内外に発信すること、さらには、事業者が将来に向け、安心して事業を継続することができるよう、断固とした決意を持って、万全な風評対策に取り組むことなどを求めてまいりました。

処理水の問題は、福島県だけではなく、日本全体の問題であり、県民や国民の理解を深めていくことが重要であります。引き続き、国に対し、行動計画に基づき、関係者への丁寧な説明や情報発信の充実強化、万全な風評対策に、政府一丸となって取り組み、最後まで責任を全うするよう、あらゆる機会を通じて求めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症における検査・治療・予防接種につきましては、今後も感染の波が繰り返されることが想定されることから、5類感染症へ位置付けが変更した後も、受診控えや接種控えにつながらないよう公費負担の継続について、全国知事会を通して国に求めてまいりました。

現時点においては、医療費の自己負担について、期限を区切って一定の公費支援を継続することや、ワクチンを自己負担なく接種できるようにすることなどの方向性が示されたところであり、現在、国において具体的な内容の検討が進められております。

県といたしましては、5類感染症への変更に当たり、引き続き、全国知事会を通して段階的かつ円滑な移行がなされるよう、国に求めてまいります。

## **一、岸田政権による防衛政策の大転換について**

総務部長

防衛費の増額につきましては、我が国の防衛、安全保障政策に関わる重要な問題であり、国会において、十分な議論がなされるべきと考えております。

企画調整部長

マイナンバーカードの取得につきましては、法律で、本人の申請により交付するとされております。県といたしましては、デジタル社会実現の重要な基盤となることから、国や市町村と連携し、今月末までの申請が対象となるマイナポイント制度も活用しながら、引き続き、積極的な普及促進に努めてまいります。

## **二、新年度当初予算編成について**

(知事答弁)

## **三、原発政策及び汚染水・ALPS処理水の海洋放出について**

#### 企画調整部長

次に、原発の再稼働等につきましては、国の原子力政策に関わるものであり、福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国において検討されるべきものと考えております。

#### 危機管理部長

汚染水発生量の抑制につきましては、これまでも、国及び東京電力に対し、中長期ロードマップの目標達成はもとより、汚染水発生量の更なる低減を求めてきたところであり、引き続き、様々な知見や手法を検討し、原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むよう求めてまいります。

#### 教育長

経済産業省による廃炉とALPS処理水に関する出前授業につきましては、様々な課題に対して、生徒1人1人が自らの考えを深める上で、有意義な学びの場の1つと考えております。今後とも、出前授業だけでなく、他の課題探究学習と同様に、様々な立場の方々から考えを聞き、お互いの意見を交換しながら、学びを深める取組を行ってまいります。

### **四、中間指針第五次追補等に基づく追加賠償について**

#### 風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

中間指針第5次追補につきましては、原子力損害賠償紛争審査会において、昨年3月に確定した判決等の調査・分析等を踏まえ、精神的損害に係る一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等が示されたものであります。

引き続き、原子力損害対策協議会の活動等を通し、本県の現状をしっかりと把握した上で、適時適切な指針の見直しを行うよう求めてまいります。

次に、東京電力の追加賠償基準につきましては、これまでも東京電力に対し、あらゆる機会を捉えて、被害の実情に応じた的確な賠償を求めてきたところであります。

引き続き、東京電力に対し、今回の追加賠償基準において、賠償の対象地域として明示されなかった地域も含め、損害の範囲を幅広く捉え、県民それぞれの被害の実態に見合った賠償が十分になされるよう求めてまいります。

次に、追加賠償の対象外となった会津地域などへの対応につきましては、今回の第5次追補も踏まえ、損害がある限り、原子力事業者の責任として、東京電力が賠償すべきものと考えております。

県といたしましては、引き続き、関係機関と連携し、被害者の法律相談対応や広報な

どの支援に取り組んでまいります。

次に、被害者の世帯構成の変化などを的確に把握した追加賠償につきましては、原発事故から12年近くが経過するため、被害者の境遇も複雑化・多様化していることが想定されることから、個別の状況に応じた迅速かつ丁寧な対応が必要であると考えております。

次に、追加賠償の請求手続の簡素化につきましては、現在、東京電力において、従来の請求書による請求方法に加え、被害者の負担軽減を図るため、ウェブサイトを通じた請求についても準備を進めているところであります。

県といたしましては、円滑な賠償がなされるよう、引き続き、市町村と連携を図りながら、対応状況を確認してまいります。

## 五、エネルギー政策について

企画調整部長

次に、石炭火力発電につきましては、現時点において、電力の需給ひっ迫や再生可能エネルギーの出力変動に対応する安定電源としての役割を果たしているものと認識しております。

国のエネルギー基本計画では、非効率な石炭火力のフェードアウトやアンモニア混焼等による高効率化の推進などが示されており、事業者においては、これらを踏まえた検討を進めていただくべきと考えております。

次に、発電所における水素・アンモニアの利用につきましては、エネルギー基本計画において、カーボンニュートラルの実現に向けた有力な選択肢とされております。

各発電所における導入については、国の方針や実証試験の結果等に基づき、事業者において判断されるものであり、県といたしましては、それらの動向を注視しながら、事業者や地元自治体と適時適切に情報共有等を行ってまいります。

生活環境部長

県有施設への太陽光発電設備の設置につきましては、これまで約200施設に整備し、今年度は、環境創造センターに初期投資なしで自家消費型太陽光発電設備が導入できる電力購入契約、いわゆるPPA方式を活用した整備も進めております。

今後も、各部局等と連携し、導入促進に取り組んでまいります。

教育長

次に、県立高校のエアコンにつきましては、生徒が学校で多くの時間を過ごす普通教

室を中心に整備を進めてきたところであります。

今後は、P T A等により既に設置されているエアコンを県が更新することとしており、体育館への設置は予定しておりません。

## 六、物価高騰対策について

商工労働部長

最低賃金につきましては、国が最低賃金法に基づき、労働者の生計費や賃金、さらには、企業の生産活動などの経済指標等を考慮して決定するものと考えております。

次に、中小企業の賃金引上げへの支援につきましては、生産性の向上が重要であることから、長時間労働の是正など働き方改革を促進する奨励金や、省エネのための設備更新に対する補助により、事業者を支援するとともに、事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業等を支援する国の業務改善助成金の活用を促してまいります。

総務部長

次に、消費税率につきましては、国において、原油価格や物価の高騰等による生活や地域経済への影響、社会保障の充実や財政健全化等を踏まえ、総合的に判断されるものと考えております。

商工労働部長

次に、いわゆるインボイス制度の導入につきましては、国において、地域経済や中小企業者への影響等を十分配慮の上、判断されたものと考えております。

総務部長

次に、税理士法の見直しにつきましては、税理士等でない者の納税相談による不正を防止する必要性などから検討されているものであり、適正で公正な税制度の確立に向けた観点から、税理士法を所管する国において判断されるものと考えております。

商工労働部長

次に、プレミアム付き電子商品券発行事業につきましては、参加店舗からは管理のしやすさ、手数料がかからないなど利便性の点で好評を頂くとともに、併せて実施した、商店街等のにぎわい回復事業に取り組んだ団体からは、来客数の増加や、地域を挙げた取組につながったとの声が寄せられており、商店街等での消費拡大やまちなかのにぎわい回復に一定の効果が得られたものと考えております。

## 七、新型コロナウイルス感染症対策について

保健福祉部長

保健所及び衛生研究所の人員体制の強化につきましては、保健・医療等のニーズに適切に対応するため、所属間の応援派遣、外部委託の活用に加え、職員の技術力向上に関する取組などにより対応してきたところであります。

今後とも、保健・医療を取り巻く様々な状況を踏まえて適切に対応してまいります。

次に、地域医療構想の見直しにつきましては、国において、構想の期限とされている令和7年度以降の在り方について、コロナ禍で顕在化した課題を含め、中長期的課題について整理し検討することとされており、県といたしましても、国の検討状況を注視してまいります。

## 八、持続可能な農業のための支援について

農林水産部長

農産物の価格保障等につきましては、農家所得の向上等に必要な予算の確保を国に求めるとともに、農家経営の安定に向け、青果物価格安定制度や経営所得安定対策の活用、収入保険・農業共済への加入促進などに取り組んでいるところであります。

次に、飼料価格の高騰に対する支援につきましては、畜産農家の経営が厳しい状況を踏まえ、配合飼料等の購入経費への助成など今年度と同様の支援に要する経費を新年度予算に計上したところであります。

次に、肥料価格の高騰に対する支援につきましては、価格の動向等を踏まえ、今年の春に使用する肥料までを対象として、国の対策と合わせて、肥料価格上昇分の85%を助成する取組を実施しているところであります。

次に、農業経営・就農支援センターにつきましては、関係団体と県がワンフロアに常駐し、就農・定着から経営発展までを県内7方部の地域協議会等と連携しながらワンストップで支援する体制としており、これらの機能を最大限に発揮するとともに、全国に広くPRすることで、新規就農者の確保・定着を図ってまいります。

## 九、災害対策について

危機管理部長

次に、住家被害認定調査の迅速化に向けた取組につきましては、毎年度、外部専門家を活用しながら、調査の基準や進め方について研修を行い、県や市町村職員の技能向上に努めるとともに、発災時には、調査経験を有する県職員に加え、県内外の自治体と連携して応援職員を派遣し、被災市町村と共に調査を実施しております。

引き続き、住家被害認定調査の迅速化に向け、市町村と一体となって取組を進めてまいります。

次に、災害ケースマネジメントにつきましては、被災者に対する個別訪問の実施体制や支援ニーズの把握方法等について、被災市町村と意見交換を行っているところであります。新年度は、国が配布予定の手引書を踏まえ、市町村職員等を対象に研修会を開催するほか、被災市町村と共にモデルケースとして被災者の支援プラン作成や支援体制づくりを行うなど、引き続き、市町村や関係団体等と連携し、被災者支援の取組を進めてまいります。

次に、被災者生活再建支援金につきましては、これまでも全国知事会を通じ、支給額の増額や支給対象世帯の拡大など制度の更なる充実を求めてきたところであり、引き続き、全国知事会と連携し、必要な見直しについて国に求めてまいります。

## 十、ジェンダー平等の県政実現について

生活環境部長

次に、パートナーシップ制度につきましては、多様な性に関して、県民向け講演会の開催や学校との連携授業の実施など、県民の理解を深める取組を進めているところであり、住民に身近なサービスを提供する市町村等の意向も聴きながら、調査研究してまいります。

次に、SACRAふくしまの広報につきましては、相談専用電話番号等を記載したステッカーやカード、リーフレットを作成し、周知してまいりました。

新年度は、県教育委員会と連携し、県内全ての高校生に広報用のカードを配布することとしており、誰もが性暴力等の被害を一人で抱え込まず、安心して相談できるよう、周知を図ってまいります。

教育長

次に、公立学校のトイレへの生理用品の配備につきましては、多くの県立学校において、養護教諭が児童生徒の不安や悩みの相談に乗りながら、無償で配布しているところがあります。

また、小中学校におきましては、設置者である市町村が適切に判断しているものと考えております。

こども未来局長

妊娠初期の経口中絶薬につきましては、現在、学識経験者等を委員とする国の審議会

の部会において、医薬品としての製造や販売の承認等に関する議論が進められているところであります。

県といたしましては、国の議論の動向を注視するとともに、引き続き、保健福祉事務所において、予期しない妊娠等の相談に対応してまいります。

商工労働部長

次に、男女の賃金差の算出方法につきましては、国が基本的な考え方や具体的な手順等を示しているところであり、その妥当性については、各企業の公表状況等を見ながら、今後、国において判断していくものと考えております。

## 十一、子育て・教育について

こども未来局長

次に、保育士の配置基準の見直しにつきましては、保育等の現場において、きめ細かに子どもたちの安全に気を配ることのできる体制を整える必要があることから、国に対し、全国知事会を通じて求めているところであります。

教育長

次に、市町村立小中学校における給食費につきましては、学校給食法により保護者が負担することとされており、その在り方は、学校の設置者である市町村が判断すべきものであることから、県教育委員会による支援については困難であると考えております。

総務部長

次に、県立医科大学及び会津大学の学費につきましては、両大学とも、平成十八年度の公立大学法人化以降、国の標準額を参考に、入学料や授業料等を独自に定めているところであります。

教育長

次に、大学生等を対象とした給付型奨学金制度につきましては、国の制度において、家計が急変した学生等について、来年度も引き続き、支援対象とされているところであり、この制度の周知を図りながら支援に努めてまいります。

次に、田島高校と南会津高校の統合につきましては、これまで地域の皆様に統合の必要性和統合校の特色ある教育内容について説明を重ねてまいりました。

引き続き、地域のご意見を踏まえながら、今年4月の開校に向け、魅力的な学校づくりに取り組んでまいります。



次に、公立学校に係る教育予算につきましては、これまでも、必要に応じて国に拡充を求めており、県予算につきましても、必要額の確保に努めてきたところであります。

今後も児童生徒の教育の充実のため、必要な予算の確保に努めてまいります。

## 十二、鉄道の存続及び公共交通政策について

生活環境部長

次に、赤字路線として公表されたJR東日本の県内4路線の存続につきましては、国に対し、特定区間の輸送人員や収支のみに着目するのではなく、鉄道路線全体のネットワークの在り方を示すとともに、路線の維持や利用促進に向けて、積極的に関与するよう求めてまいります。

次に、高齢者に対する公共交通機関の運賃につきましては、一部の市町村や事業者において、独自に無料化や割引制度を実施しているところであり、県では、広域路線バス等の生活交通路線を維持するため、事業者や市町村に対して補助を行っております。

引き続き、地域の実情に応じ、市町村や事業者と連携しながら、高齢者の移動手段の確保に努めてまいります。

次に、市町村が運行する乗合バス等につきましては、県民の日常生活に必要な交通手段として重要であることから、市町村の財政力指数や過疎地域の指定の有無に応じて補助率を設定し、その運行に伴う経常損失額に対して補助を行っております。

## 【再質問】

大橋県議

再質問をおこないます。

まず知事に2点うかがいます。1点目は安保3文書改定に反対することについてです。この安保3文書の改定が県民に大きな関わりがあると言いながら、国が決めることだということで、知事が意見を言うとか、そういうことは全く今の答弁ではありませんでした。ですが、今政府がやっていること、安保3文書の改定は、2,000キロを越すような長距離ミサイルの配備、これが相手を威嚇したり、脅威を与えるもので、こういう敵基地攻撃能力の保有は、専守防衛の範囲を超えるため憲法上は認められないというのが政府のこれまでの立場でした。今回の3文書では、自衛隊が米軍と融合して先制攻撃も行うことが鮮明になっています。日本に対する攻撃がなくても、集団的自衛権の行使として武力攻撃が可能になる。こういうことは明らかな憲法違反、国連憲章違反です。こういう防衛方針の大転換にきっぱり反対すべきだと思います。県民に影響があるというこ

とで知事も答弁ありましたが、本当に福島県には自衛隊基地もありますし、レーダーサイトもある、事故を受けた原発もあります。こういうことを見れば、県民が当然不安に思うわけですね。知事は安保3文書に反対の立場を明確にすべきと思います、再度うかがいます。

もう1点、汚染水の海洋放出について知事にうかがいます。

これまでの答弁でも、福島県だけでなく日本全体の問題だということ、その答弁は繰り返されてきました。ですけれど、現実を見れば福島から海に流される。その時に福島県の知事がどういう態度をとるのかということがこれまでもずっと問われ続けてきたわけです。でも、内堀知事は今の答弁のように、政府一丸となってやってもらうことだと言う、国が決めることだと言うことで、ご自身の態度などは表明されてきませんでした、県民や漁業者がどれだけ反対の思いを示しても、知事はそういう思いを代弁してこなかったと思います。そういう中で、国や東電が海洋放出の準備を着々と、粛々と進めてきたわけです。春以降に流すと政府は言っていますけれど、県民は今でも納得をしていません。

海外の団体「太平洋諸島フォーラム」も、海洋放出されれば漁業への悪影響が大きいから延期すべきだと言っています。一旦流せば、少なくとも30年以上は放出が続く計画です。専門家では100年以上流し続けることになるんじゃないかと指摘する方もいます。そういうふうになった時、100年先のことは誰も責任を負えません。未来への責任が果たせないのに、こういう決め方でいいんでしょうか。海洋放出撤回を知事が求めるべきと思いますが、再度うかがいます。

危機管理部長に、広域遮水壁についてうかがいます。

地質の専門家の福島大学の柴崎教授らの提案、広域遮水壁についてです。今の答弁でも引き続き地下水対策求めていくということですが、この専門家の提案する広域遮水壁をやっぱりちゃんと県としても求めていただきたいと思います。柴崎先生らは、東電は広域遮水壁効果がないと説明していますが、この東電の解析方法には問題があるというのが柴崎先生たちの指摘です。その問題点がどこにあるかというのは、もう東電が示した現状の地下水モデル、これが約9年前の2013年12月に作成された古いもの、その後得られた地質情報が反映されていない、こういうわけで東電がどういうデータを使って検証したのかということ、この専門家のみなさんが検証しようとしても必要な科学的なデータがない、なので柴崎教授は「これは科学に値せず信頼性に欠けるものだ」と指摘しているわけです。広域遮水壁の再検証を求めるべきですが再度うかがいます。

最後は、生活環境部長に「SACRAふくしま」の広報強化についてです。私、先ほど男子トイレのステッカー張り出しと高校のカード配布を求めて、高校の部分について

は配布をやるという答弁だったと思います。男子トイレのステッカー、男性が被害を受けることも想定されますので、そういう時にやっぱり男子トイレにもぜひステッカーを貼っていただきたいと思いますが、再度答弁を求めます。

## 【再答弁】

内堀雅雄知事

大橋議員の再質問にお答えいたします。

安全保障関連3文書につきましては、我が国の防衛安全保障政策に大きな関わりがあります。このため、その具体的な内容等については国会において十分な議論を尽くされることが重要であると考えております。

次に、アルプス処理水の取扱いにつきましては、これまでも国に対し、関係者への丁寧かつ十分な説明や信頼関係の構築に加え、事業者が将来に向け安心して事業を継続することができるよう、断固とした決意を持って万全な風評対策に取り組むことなどを求めてまいりました。引き続き国に対し、国が前面に立ち、行動計画に基づいた万全な対策を講じながら、最後まで責任を全うするよう求めてまいります。

危機管理部長

汚染水発生量の抑制につきましては、県といたしましては汚染水発生量のさらなる低減に向け、国及び東京電力に対し様々な知見や手法を検討し、原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むよう引き続き求めてまいります。

生活環境部長

「SACRAふくしま」の広報につきましては、新年度は男子高校生も含めた全ての高校生にカードを配布し、周知啓発を行ってまいります。広報の指標につきましては、今後とも効果的な方法を研究してまいります。

## 【再々質問】

大橋県議

再々質問します。

企画調整部長に、原発帰政策の撤回についてです。

住民の安全安心の確保という答弁だったと思いますが、そういうことになれば、もう

原発はやれないわけです。原発事故の責任を果たすことなく、岸田政権が原発回帰に走  
ることは許されません。檜葉町で宝鏡寺の住職をやっていた早川篤雄さん、原発建  
設時から反対運動に取り組んできました。昨年末、亡くなられましたけれど、亡くなる  
直前まで学生やマスコミの方に被害の実相を伝え続けていました。こういう県民の思い、  
そして多くの県民の思いは、2度と福島のような事故を繰り返さないでほしいというこ  
とだと思います。この思いを受ければ、原発回帰政策撤回を求めるべきと思いますが、  
再度うかがいます。

次に、生活環境部長にパートナーシップ制度についてうかがいます。

講演会をやったり、学校で授業をやったりということで、これからも調査研究を進め  
ていくという答弁だったと思います。ですが、やはりもうその段階ではなくなってきて  
いると、(制度導入を)決断すべきだと思っています。県のホームページの県民提案コ  
ーナーに、昨年1月、トランスジェンダー当事者だという県民から、制度導入の要望が  
寄せられています。他の当事者の方からも「制度導入は安心感につながるのに、なぜ導  
入しないのか、議論もせず放置したままにしている理由を聞きたい」と、こういう声  
が県民から寄せられています。パートナーシップ制度を導入した青森県では、ホームペ  
ージにこういう記載があります。「パートナーシップ制度は法律上の効果はありませんが、  
お二人の意思を尊重し、自分らしく暮らせるよう応援します」と。こういう温かいメッ  
セージが書いてあるんですね。県内の有識者も言っているように、原発事故で差別を  
受けた福島だからこそ、こういう多様性やいろんな生き方を認める、そういう発信が必  
要だと思います。パートナーシップ制度を本県でも導入すべきだと思いますが、再度う  
かがいます。

次に、教育長に学校給食費の無償化についてうかがいます。

答弁は、学校給食法のことだとか、実施主体である市町村がやるべきだということで、  
従来と同じ答弁でしたが、別に県として補助をやるのが困難ではありません。実際、  
千葉県は県として実施しています。県内でも市町村の76%ですでに(無償化や補助が)  
実施されていて、あとは県の決断が待たれています。市町村独自でやっているところも、  
県がせめて半額補助でもしてくれれば、他の施策に予算が使えるのにという声が寄せら  
れています。

東京の手厚い子育て支援策、これを見て県内の方が言っていたのは、「夫が東京に転  
勤となれば単身赴任ではなく、家族全員で引っ越すと思う」と、こういう県民の声です。  
人口減少や少子化対策は県の大きな課題だと思いますが、その解決には子育て世帯の経  
済的な支援が必要だと思います。さらに憲法上、義務教育は無償だという立場からも学  
校給食費の無償化を県として実施すべきだと思います、再度うかがいます。

総務部長に、学費半額のことについてうかがいます。

先ほどの答弁は、学費半額の部分については全く触れられなかったなと思っています。日本の現状を見れば、大学授業料が有料で、さらに公的な給付型奨学金制度は極めて限定的です。世界的には、教育は未来への投資だとして北欧だとかヨーロッパでは学費無償はもう当たり前です。その上で、生活費として給付型奨学金が支給されている国が多くなっています。せめて県としては、県立大学での学費半減をやるべきだと思います。再度質問いたします。

## 【再々答弁】

総務部長

県立医科大学及び会津大学の入学料や授業料等の学費につきましては、両大学とも独自に定めているところであり、両大学の意向、方針を尊重する考えであります。

企画調整部長

原発の再稼働等に関しまして、国は先に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」におきまして、福島復興エネルギー政策を進める上での原点であるということ、原子力の利用にあたっては、事故への反省と教訓をひと時も忘れず、安全神話に陥ることなく、安全性を最優先とすることが大前提と明記しております。

県といたしましては、その重要性や、また2度と過酷な事故を繰り返してはならないということを県内外に継続して発信するとともに、原子力に依存しない社会づくりという復興の基本理念のもと、2040年までに県内エネルギー事業100%以上、再生可能エネルギーが生み出すという目標の実現に向けて取り組んでまいります。

生活環境部長

県におきましては、福島男女共同参画プランに基づき、性的指向や性自認などに関わらず、全ての方が等しく尊重され受容される社会を目指すという考え方のもと、多様な性に関する県民の理解を深める取り組みを進めているところであり、パートナーシップ制度につきましては、市町村等の意向も聞きながら調査研究を行ってまいります。

教育長

市町村立学校における給食費のあり方につきましては、給食費の無償化も含め、学校の設置者である市町村が判断すべきものであると考えております。なお憲法の「義務教育はこれを無償とする」の規定につきましては、過去の最高裁判決により、無償とは授業料不徴収と解するとされ、学校給食の無料化を規定したものではないとされておま

す。

以上